

○日司連役員手当等支給規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、日本司法書士会連合会（以下「連合会」という。）会則第 10 条第 2 項の規定に基づき、役員に支給する手当及び退職慰労金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則を適用する役員の種類は、次の通りとする。

会 長
副 会 長
専務理事
常務理事
常任理事
理 事
監 事

(役員手当の支給)

第 3 条 役員手当は、役員が就職してから退職するまでの期間、毎月 25 日に、第 5 条第 1 項に定める月額を支給する。ただし、監事の役員手当の支給については、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員がその職務に従事しなかつた期間が 3 月を超えた場合には、復職するまでの間、役員手当を支給しない。
- 3 常勤手当は、会長に常勤を命じられた役員（専務理事、常務理事及び監事を除く。以下「常勤役員」という。）が常勤している期間、第 5 条第 2 項に定める月額を支給する。

(役員手当の併給)

第 4 条 役員が任期の途中で退職又は死亡したために、他の役員が退職又は死亡した役員（以下「退職者等」という。）の職務を兼ね又は行つた場合（以下「兼務」という。）は、当該役員（以下「兼務者」という。）に対し、退職者等が受けていた役員手当の 2 分の 1 を兼務者の役員手当に併給するものとする。

- 2 役員が傷病等によりその職務に従事することができなくなつた場合において、3 月以上に亘つて他の役員が当該役員（以下「傷病者等」という。）の職務を兼務した場合は、兼務者に対し、傷病者等が受けていた役員手当の 2 分の 1 を兼務者の役員手当に併給するものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、退職者等が会長、専務理事又は常務理事であつた場合には、兼務者の役員手当は、当該退職者等の役員手当の額による。ただし、専務理事又は常務理事が会長の職を兼務した場合の役員手当は、専務理事又は常務理事の役員手当の額による。
- 4 第 2 項の場合において、傷病者等が会長、専務理事又は常務理事であり、かつ、兼務

した期間が6月を超えた場合には、兼務者の役員手当は、6月目からは当該傷病者等の役員手当の額による。

5 第3項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(手当の額)

第5条 役員手当の額は、次の通りとする。

会 長	月額	金65万円
副 会 長	月額	金15万円
専務理事	月額	金72万円
常務理事	月額	金70万円
常任理事	月額	金13万円
理 事	月額	金 6万円
監 事	月額	金 2万円

2 常勤手当の額は、常務理事の役員手当から常勤役員の役員手当を差し引いた額を超えない範囲で、当該役員との協議により定める。

(手当の期間計算)

第6条 役員手当及び常勤手当は、毎月26日から翌月25日までを1月として計算する。

2 役員及び常勤役員が就職又は退職した時期が前項で定める1月の中途であつた場合のその月の役員手当及び常勤手当は、前条に規定する月額をその月の日数で除した額にその役職に就職していた日数又は常勤していた日数を乗じて得た額とする。

3 前項の場合、退職した日は1日として算入し、就職した日は算入しない。

(専務理事等の賞与)

第7条 専務理事、常務理事及び常勤役員（以下「専務理事等」という。）に賞与を支給する。

2 専務理事及び常務理事の賞与は、年間、専務理事及び常務理事の各役員手当の4月分とし、毎年6月及び12月に各2月分を支給する。

3 常勤役員の賞与は、年間、第5条第1項に定める当該役員の手当に同条第2項の常勤手当を加えた額の3月分とし、毎年6月及び12月に各1.5月分を支給する。

4 専務理事等がその任期の途中で任命を解かれ若しくは退職した場合又は就職した場合には、第2項又は前項の金額を12で除した額に就職していた月数を乗じて得た額を第2項に準じて支給する。

5 専務理事等の就職又は退職した時期が1月の中途であつた場合、当該月のうち就職していた日数が当該月の日数の半数以上の場合には1月として計算し、半数未満の場合には1月として計算しない。

(役員通勤手当等)

第8条 専務理事等に、予算の範囲内で役員通勤手当を支給する。

2 専務理事等の自宅の最寄り駅が連合会事務局より100キロメートル以上離れており、専務理事等の居住のために住宅を賃借した場合は、その賃借料は予算の範囲内で連合

会が負担する。

- 3 専務理事等の自宅の最寄り駅が連合会事務局より100キロメートル以上離れており、居住のための住宅が自宅と別にある場合は、帰省するための旅費を、予算の範囲内で1ヵ月につき4回分を支給する。ただし、当該旅費には車賃及び食卓料は含まないものとする。

(退職慰労金)

第9条 役員が退職し又は死亡したときは、この規則の定めるところにより、当該退職者又は死亡者の遺族に対して退職慰労金を支給する。ただし、同一役職に重任したときは、重任のときを退職とみなし、この規則を適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当したときは、退職慰労金は支給しないものとする。

- (1) 会則第9条各号のいずれかに該当したため、役員の資格を喪失したとき
- (2) 在職期間が3月に満たないとき

(退職慰労金の支給時期)

第10条 退職慰労金は、役員が退職した後、遅滞なく支給しなければならない。

(退職慰労金の額)

第11条 退職慰労金は、次に掲げる額とする。

会 長	50万円
副 会 長	20万円
常任理事	18万円
理 事	14万円
監 事	14万円

- 2 専務理事については、前項理事の支給額にその在職月数に応じ1月あたり4万6千円を加算する。
- 3 常務理事については、第1項理事の支給額にその在職月数に応じ1月あたり4万2千円を加算する。
- 4 常勤役員については、第1項役員（会長及び監事を除く。）の支給額に常勤した月数に応じ1月あたり4万円を加算する。
- 5 在職期間が15月を超えない場合の退職慰労金の額は、第1項に定める額の半額とする。
- 6 役員が連合会の職務に従事中死亡したときは、理事会の同意を得て、前各項により計算して得た額に100分の50以内を加算して支給することができる。
- 7 会則第8条第3項の定めるところにより、退任をした役員が引続きその職務に携わった場合は、第1項に定める額の24分の1を退職するまでの月数に応じて加算する。

(退職慰労金の期間計算)

第12条 退職慰労金を在職月数に応じて支給する場合の期間計算は、第7条第5項の規定を準用する。

(遺族への支給)

第13条 役員が死亡した場合において、死亡した役員の役員手当、賞与、役員通勤手当及び退職慰労金に未払分があったときは、それらの手当等は、当該役員の遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とし、その順位は、記載の順序による。

(1) 役員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母

(2) 役員であつた者の葬祭を行う者

3 前項に定める順位により同順位者が2人以上あるときは、年長者を先順位者とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和50年7月20日から施行する。

(廃止規定)

2 この規則の施行とともに、従前の日本司法書士会連合会役員手当支給規則は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年10月1日から施行する。ただし、第5条において定める役員手当の額は、昭和52年8月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和54年8月10日から施行する。ただし、第5条において定める副会長の役員手当の額は、昭和54年7月26日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和55年7月30日から施行する。ただし、第5条において定める役員手当の額は、昭和55年7月分の支給額から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、改正前の規則第9条第3項の適用を受けた役員が常務理事に選任された場合は、その者の役員の任期が満了するまで（任期中に退任したときはその日まで）の期間に限り、第5条に定める理事の役員手当に相当する額を暫定手当として支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年7月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(日司連役員退職慰労金支給規則の廃止)

- 2 この規則施行と同時に、日司連役員退職慰労金支給規則は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年11月10日から施行する。ただし、第7条第3項については、同条同項の規程にかかわらず、平成23年12月の支給分を0.9月分とする。